

菱沼一憲 提出 学位請求論文

『中世地域社会と將軍権力』

論文の内容の要旨

本論文は、中世前期における地域社会と国家権力との関係の歴史的構造を明らかにすることを課題としている。日本の中世く近世における国家権力は、主に將軍権力として行使されてきたことから、国家権力として將軍権力をとらえ、表題は『中世地域社会と將軍権力』とする。

本論文は治承寿永内乱期を主たる分析対象としているが、それは、この時期に將軍権力が創出され、ここに地域社会と將軍権力との関係の端緒が求められるのであり、この將軍権力の創出、つまりは地域社会と將軍権力との関係の基点を如何にとらえるかが、その後、長期にわたる地域社会と国家権力との関係の歴史的

構造の評価を、大きく規定するものとして重要と考えたためである。

従来、内乱の主体と認識されてきたのは、いわゆる在地領主であるが、本論文では地域社会に着目している。それは、平安末期の地方社会では、地縁血縁・流通上の関係、政治的なむすびつき、信仰など様々な要素を媒介としたネットワークが多元的に張り巡らされており、それらが生産・消費・文化活動などの主体となっていたのであり、ネットワークは地域の有力者たる大名のみならず、その下のレベルの小名を含み、さらに流通業者・漁民・柚夫・宗教者などが行政区画の国を越えて結びついていると考えられるからである。そしていわゆる在地領主も、そうしたネットワークの一構成要素としてとらえるべきであるとして、そうしたネットワークの高まりを、いかに制御し取り込んでゆくのが国家側の課題であり、保元新制での公地公民の主張、平家政権という武力権門による政権掌握、荘園制による地域再編といった事象はそのあらわれである、としている。こうした国家権力の介入に対する反発が内乱であり、こうした背景から頼朝は、幕府を構

成するにあたり、各地方の大名を取り込み、かつ守護・地頭制という地方支配機構を整備し、地域勢力の国家権力への昇華と抑圧という両側面を打ち出すことで、地域社会のエネルギーを制御しようとしたものと理解できるとする。

以上のような理解に基づいて、本論文は二部で構成されている。Ⅰ部「内乱と地域社会」は、主として「大名小名社会」の存在を明らかにし、Ⅱ部「將軍権力の生成」は「幕府内・外秩序の構築と將軍権力」について論じている。

Ⅰ部「内乱と地域社会」では、大名小名社会論の提起がなされている。

論者は、治承寿永内乱の経過を、次のようにまとめている。すなわち、内乱の当初は、大名小名社会内部の主導権争いたる①地域内紛争であり、それが一応の決着をみると、大名小名社会間の対立たる②地域間抗争にいたり、これらを経た後、大名小名社会が源頼朝勢力・木曾義仲勢力といった権力体に再編され、平家政権との③政権争奪戦へと転じ、さらに平家・義仲を滅ぼし頼朝勢力が政権を掌握した後には④地域再編と狼藉停止令に基づく弾圧が行われる、とする。内乱は

以上の①～④の段階に区分できるとするが、その最初の段階の前提となる「大名小名社会」は、曾我兄弟の仇討ちにまつわる『曾我物語』の伊豆での牧狩場面に象徴的に描き出されるとする。すなわち伊豆の伊東の館へ武蔵・相模・伊豆・駿河の「大名達」が集って、饗宴をおこない五〇〇余騎の勢をもって牧狩に出かけている。ここには国を越えての人的交流がみえるが、系図その他の史料によれば、彼らは一族・姻戚といった直接的な血縁関係だけでなく、猶子・烏帽子父子といった疑似的な血縁関係、及び主要街道・海上交通路を媒介とした地縁関係によって人的なネットワークを構築し、政治的・経済的・軍事的な連携を創り出していた。こうしたネットワークが、軍事や流通の面で機能していたことは、治承寿永の内乱において伊豆での頼朝の挙兵に応じて武蔵・相模・伊豆・駿河、それに房総三国を加えた連合軍が即座に形成されたことから想定できる。それらが大名のみでなく、非大名、すなわち小名をも含んでいたことは、その軍勢の規模の大きさからして当然であろう。

鎌倉幕府はこうした大名小名社会を基盤として成立しており、大名のみでなく非大名たる小名をも含んで構成されていた。例えば『吾妻鏡』弘長元年五月十三日条では、渋谷武重と佐々木泰綱との口論が載せられており、そこで武重が、先祖重国の時は自分の家は大名であったが今は違う、一方で泰綱の先祖は「大名にあらずるものであったが重国が扶持したことにより子孫の泰綱らが「今は大名」となったといい、それに対して泰綱が反論して平家政権期には「東国大小名并渋谷庄司重国等、皆、平家につか」えるという状況であっても、佐々木氏はこれにへつらうことがなかったのだと反論している。つまり、幕府成立以前は東国の大小名がほとんど平家に仕えており、そうした大小名が後に御家人に編入されたこと、またそうした大・小名の別が幕府成立以後にも存続していることがわかるといえよう。

とすれば、鎌倉幕府は、幕府成立以前に生成されていた地域社会の一形態であるといえる東海道東辺の大名小名社会を基盤とし、それを將軍の御家人として秩

序化し、まとめあげることにより成立したといえる、とする。

Ⅱ部「將軍権力の生成」では、幕府内・外の秩序の構築と將軍権力の成立について論じている。

基本的に横のつながりである大名小名社会をいかに秩序化し、一つの権力体にまとめていったのかについて、従来は主従制・封建制で説明されてきたが、本論文では御家人間の上下の秩序に着目している。その上下秩序は儀礼の場で可視的に表現される。例えば文治元年の勝長寿院供養にあたっては、願主頼朝の周りに布施取をする門客門葉が列し、その他、郭内には儀式に参加し引馬役などを勤仕する御家人が祇候し、門外には武装し警固役を勤め儀式には参加しない御家人が配され、頼朝を中心とする同心円状の空間区分が設定され、中心部が上位、外周が下位となっている。また鎌倉内供奉行列では頼朝の後に続く布衣衆、武装した警固役の随兵、これに参加できない御家人という枠組みがあり、布衣衆↓随兵↓供奉できない御家人という上下関係となる。そして、番役は御所中番役―大番役

に大別され、前者は將軍御所内の警固で小侍所に所属、後者は御所周辺の警固で侍所に所属し、さらに各国守護の所管に属して内裏大番を勤める西国御家人がいる。こうした儀式の場で可視化される御家人内の上下の秩序は、所領の給与や、評定衆等への任命などの実際の政治の場にも反映される。

また幕府は、内部秩序のみならず、幕府の外部の秩序の設定にも着手している。北条泰時書状に明らかのように、御成敗式目が制定された際、泰時は同重時に対して、式目は京都の人々、すなわち公家の律令法とは抵触しない、武家と民間のための法であると規定している。こうした公家と武家を区別し、そして武家が民間の上位に位置する支配者であるという認識が幕府Ⅱ武家の支配原理であり、その支配の対象は民間であった。例えば建保元年九月、日光山で謀叛を画策しているとされた畠山重忠末子を誅殺した長沼宗政は、かつて頼朝は「於海道十五ヶ國中、可糺行民間無礼之由」を朝廷に申請して武備を重んじられたと述べている。つまり武力によって東海・東山道諸国の民間の無礼Ⅱ上下秩序の違乱を糺すこと

を申請したという。これは、「狼藉停止令」をさすのであり、それに最もふさわしいのは寿永二年十月宣旨であろう。

内乱後の支配システムの再構築の手段は、同宣旨の申請・受給による、「追討―没官」と「狼藉停止―安堵」の両制度の運用であり、謀叛人を追討し没官を遂行する一方、非謀叛人・非没官領に対しては狼藉を停止して安堵をもたらす。これにより下剋上のない平和で秩序だった社会をもたらすというのが頼朝の政策であり、そこで頼朝が提起したのが「朝廷―武家武士―民間」という新たな身分秩序制度の設置であった、とする。

引き続き頼朝以降も將軍権力は、幕府内外の上下秩序を制御することにより、下剋上のない秩序だった社会の実現を目指す。その達成は『曾我物語』でいう「公私諍いを留める」秩序社会の到来であり、それはまた一方では「怖ろしき世」の到来でもある。

治承寿永の内乱と將軍権力の成立を素材として、地域社会と国家権力との関係

をひもといいた本論文の要旨は、以上のように要約できよう。

論文審査の結果の要旨

論者の菱沼一憲は、本学大学院修士課程修了後、尊経閣文庫、国立歴史民俗博物館等で調査・研究をする中で、古文書をはじめとして、物語や絵巻物等の多くの原史料に接し、研鑽に努めてきた。そうした中で培われた研究・調査能力によって、良質な史料が豊富とは言い難い源義経や源義仲などの伝記的研究を進めてきた。

今回の提出論文は、そうした研究を基礎として、たとえば『曾我物語』のような物語史料をも活用して、「大名小名」といった武士の社会集団の概念をはじめて抽出し、その集団が基盤となって治承寿永内乱から源頼朝の政権の成立への動きがあったということについて論じたものである。その研究の推進のため、論者は膨大な史料データの集積によって、詳細な附表を作成した。すなわち、附表1

「頼朝期新恩給与表」（全二一六頁）、附表2「頼朝期供奉人表」（全一六頁）、附表3「文治〜建久年間武士狼藉表」（全七頁）である。これはまさに労作といえ、御家人が国ごとに抽出された附表1と2を見ることで、頼朝期の各国御家人のほぼ全体像をはじめて把握することが可能となった。また、附表3には九十七件の武士狼藉の事例が検出されており、それからすれば論者の主張する通り、幕府による「（狼藉）停止の対象はすべて頼朝配下の武士」であり、今までの頼朝配下の武士がその他の武士一般の狼藉行為を停止したとする理解とは全く反対で、これは「公武協調のもとで秩序を維持するという幕府のスタンス」が生まれていると理解できるとする新たな考えを裏付けているといえよう。

また、このような丹念な作業によって、鎌倉幕府の成立過程についてのこれまでの大きく分けて二つの通説、つまり幕府が朝廷から得た文治守護地頭勅許によって公法的権限を得たとする考え方と、幕府の公法的統治が進展するのは承久の乱以後のこととする考え方との対立を克服しようとし、「大名小名」社会の地域

内紛争↓地域間紛争↓頼朝の政権争奪戦争を経て、戦争遂行によって頼朝が獲得した「没官安堵システム」によって將軍權威が創出されたとする考え方を提示している。

さらに、奥州合戦、上洛、寺社の供養の行列を詳細にデータ化した附表2「頼朝期供奉人表」の検討の結果から、論者は、頼朝期においてすでに幕府内では鎌倉殿―門客門葉―鎌倉中御家人―在国御家人といった上下秩序が形成され、存在したことを明らかにした。近年の研究で、室町期の將軍の行列で布衣（諸大夫）と前駆侍の身分序列の解明の重要性が指摘されてきているが、こうした身分序列が鎌倉時代、それも頼朝の時代にすでに成立していたとするならば、それは重要な発見であり、研究成果であるといえる。

このように、頼朝期の幕府の秩序は、従来重視されたような地頭御家人制などだけでなく、頼朝との関係によって構築された幕府内の上下・格差秩序によって制度化されたもの、とする指摘は斬新で、鎌倉幕府初期政治史を発展させたとい

って間違いない。

ただ、もちろん、いくつかの疑問や今後の課題がなくはない。たとえば、『真名本曾我物語』を「大名小名」を論じるにあたってひとつの重要な史料としておきながら、本文に引用されたものが東洋文庫の読み下しであることなどは、それが読者にとって大変読みにくい史料であるとはいえ、史料を重視する立場からは、あるいは批判をされよう。また、論者のいうように在地領主制論を全く過去のものとしたとき、これまでの中世社会像を根底から書き換える作業の準備が、はたして「大名小名」論に立つ側に用意されているのであろうか、などの疑問である。だが、丹念な作業をし、緻密な議論を結実させた力量からして、論者が本論文を出発点としてさらに大きく飛躍するであろうことは疑いがないといえよう。

以上の審査結果を総合的に評価すれば、本論文の提出者菱沼一憲は、博士（歴史学）の学位を授与せられる資格があるものと認められる。

平成二十四年十一月二十八日

主査 國學院大學教授

千々和 到 ①

副査 國學院大學栃木短期大學教授
國學院大學大学院兼任講師

鍛代 敏雄 ①

副査 国立歴史民俗博物館教授

井原 今朝男 ①